

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和6年6月25日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2300067号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第2400003号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年6月25日から平成29年9月22日まで

請求期間について、A社が、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同被保険者報酬月額算定基礎届を誤った内容で届出を行い、標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低く記録されているため、給与額に見合う額に訂正してほしい旨訂正請求を行ったところ、標準報酬月額を26万円に訂正することが必要であるとする令和4年9月30日付けの通知を受け取った。

しかし、令和4年9月の決定では、平成30年4月のA社との提訴前和解により同年6月に同社から支払われた解決金、及び令和2年5月の同社との訴訟上の和解により同年6月に同社から支払われた解決金が報酬として認められておらず、納得できない。

請求期間の標準報酬月額について、再度審議の上、実際に支給されていた給与額に前述の解決金を加えた報酬月額に見合う額に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社における請求期間の標準報酬月額については、9万8,000円から26万円に訂正することが必要であるが、提訴前和解により平成30年6月にA社から支払われた解決金(100万円)は、具体的な計算根拠に基づいて支払われたものとは認められず、訴訟上の和解により令和2年6月に同社から支払われた解決金(37万4,168円)は詳細な内訳が不明であるため、当該二つの解決金を厚生年金保険法における報酬として認めることはできないとして、既に令和4年9月30日付けで四国厚生支局長の決定が通知されている。

このほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求期間の標準報酬月額について訂正を認めることはできない。